

藍住町ロードアドプト事業に関する覚書

藍住町ロードアドプト事業（以下「アドプト事業」という。）に関し、
（以下「甲」という。）及び藍住町（以下「乙」という。）は、藍住町ロードアドプト事業実施要領に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（実施対象区域）

第1条 この覚書の対象区域は乙が管理する道路とする。

2 実施区域については、甲乙両者での協議の上、別添地図に記載する範囲とする。

（実施期間）

第2条 実施期間は、覚書交換日から 年 月 日までとする。

2 乙は、甲より継続の希望がなされた際には、前項の期間にかかわらず、特別の事情がない限り、様式第1号及び様式第2号の提出をもって計画年度の3月末日まで覚書を更新したものとみなす。

（役割分担）

第3条 甲は、乙と協議が整った区域の清掃美化活動を行うものとする。また、甲が収集したごみは、甲が責任を持って乙が定める分別及び搬入の方法に従って処分するものとする。

2 乙は、甲に対し、事業の内容等を説明し、傷害保険の加入、藍住町西クリーンステーションに持ち込まれたごみの処理、指導及び助言を行う。

（事故の予防）

第4条 甲は、交通整理員の配置、安全チョッキ等の着用等十分な事故予防策を講じるものとする。

（事故の報告）

第5条 甲は、アドプト事業実施中に事故が起こった場合は、遅滞なく乙に連絡するとともに、速やかに様式第4号により乙へ報告しなければならない。

（責任の所在）

第6条 甲によるアドプト事業により発生した事故及び第三者との紛議について、甲が責任を持って処理することとし、乙はその責任を負わない。

（工事等の優先）

第7条 乙が行う工事等により、甲の活動区域に交通規制又は形態の変更等の必要が生じた場合、工事等を優先するものとする。

（補則）

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 参加団体名
代表者

乙 藍住町長 高橋 英夫

藍住町ロードアドプト事業に関する覚書

藍住町ロードアドプト事業（以下「アドプト事業」という。）に関し、**藍住アドプト・サークル**（以下「甲」という。）及び藍住町（以下「乙」という。）は、藍住町ロードアドプト事業実施要領に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（実施対象区域）

第1条 この覚書の対象区域は乙が管理する道路とする。

2 実施区域については、甲乙両者での協議の上、別添地図に記載する範囲とする。

（実施期間）

第2条 実施期間は、覚書交換日から□□○○年3月31日までとする。

2 乙は、甲より継続の希望がなされた際には、前項の期間にかかわらず、特別の事情がない限り、様式第1号及び様式第2号の提出をもって計画年度の3月末日まで覚書を更新したものとみなす。

（役割分担）

第3条 甲は、乙と協議が整った区域の清掃美化活動を行うものとする。また、甲が収集したごみは、甲が責任を持って乙が定める分別及び搬入の方法に従って処分するものとする。

2 乙は、甲に対し、事業の内容等を説明し、傷害保険の加入、藍住町西クリーンステーションに持ち込まれたごみの処理、指導及び助言を行う。

（事故の予防）

第4条 甲は、交通整理員の配置、安全チョッキ等の着用等十分な事故予防策を講じるものとする。

（事故の報告）

第5条 甲は、アドプト事業実施中に事故が起こった場合は、遅滞なく乙に連絡するとともに、速やかに様式第4号により乙へ報告しなければならない。

（責任の所在）

第6条 甲によるアドプト事業により発生した事故及び第三者との紛議について、甲が責任を持って処理することとし、乙はその責任を負わない。

（工事等の優先）

第7条 乙が行う工事等により、甲の活動区域に交通規制又は形態の変更等の必要が生じた場合、工事等を優先するものとする。

（補則）

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

□□○○年 ○月 ○日

甲 参加団体名 **藍住アドプト・サークル**
代表者 **藍住 太郎**

乙 藍住町長 高橋 英夫